組入資本金制度廃止に伴う補填財源の考え方の整理

会計基準
Q&A Q8-1,2
別紙3

【改正前】
○ 補填財源として使用された積立金は、現に資本金に組み入れられていたため、利益剰余金には現金の裏付けがあった。

【設例】
減債積立金100を使用して、企業債100を償還した場合の減債積立金の処理方法。

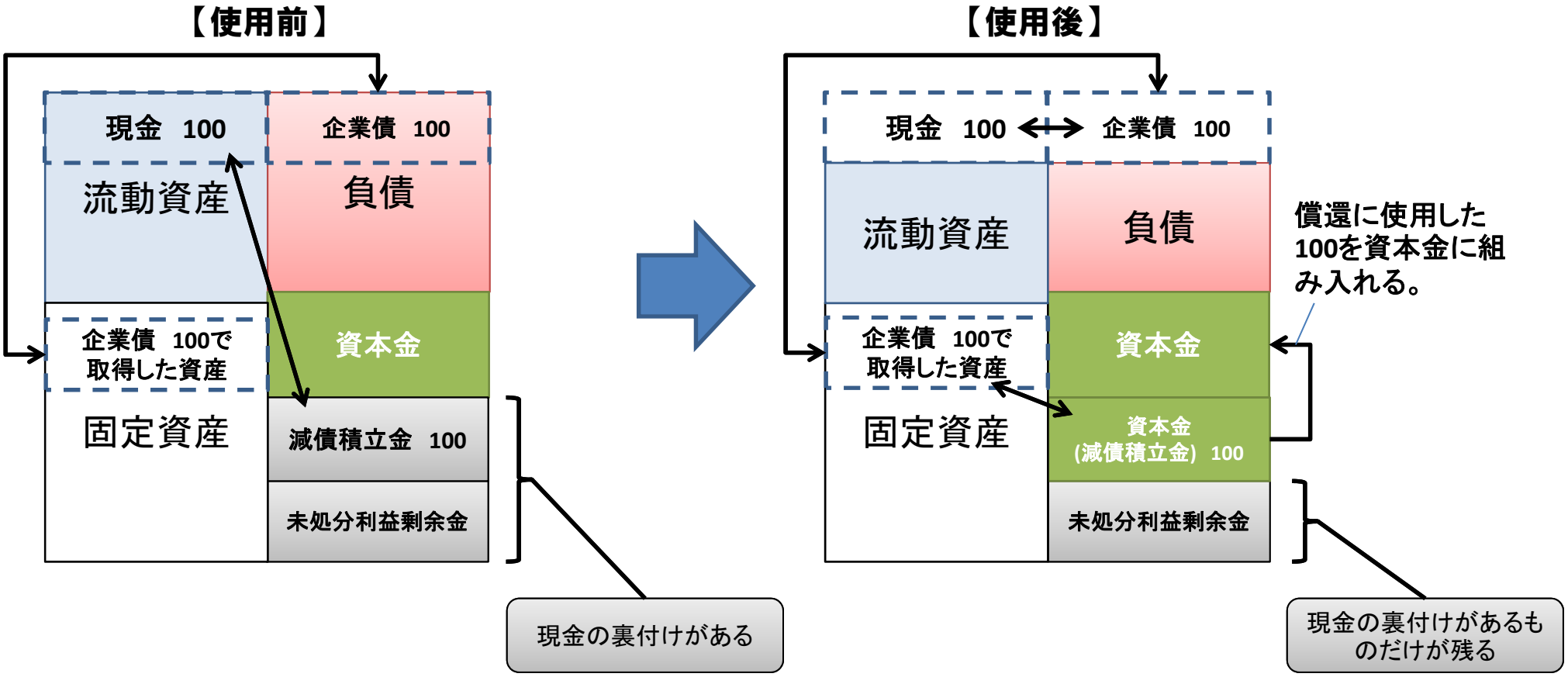

組入資本金制度廃止に伴う補填財源の考え方の整理

【改正後】

○ 組入資本金制度廃止により、4条支出に充てた積立金は使用後に未処分利益剰余金に振替えられることとなった。このため、今まで現金の裏付けのあった**未処分利益剰余金の中に、現金の裏付けのないもの**（既に資本的支出に充てられたもの）が含まれることとなる。

【設例】

減債積立金100を使用して、企業債100を償還した場合の資産と利益剰余金の対応関係

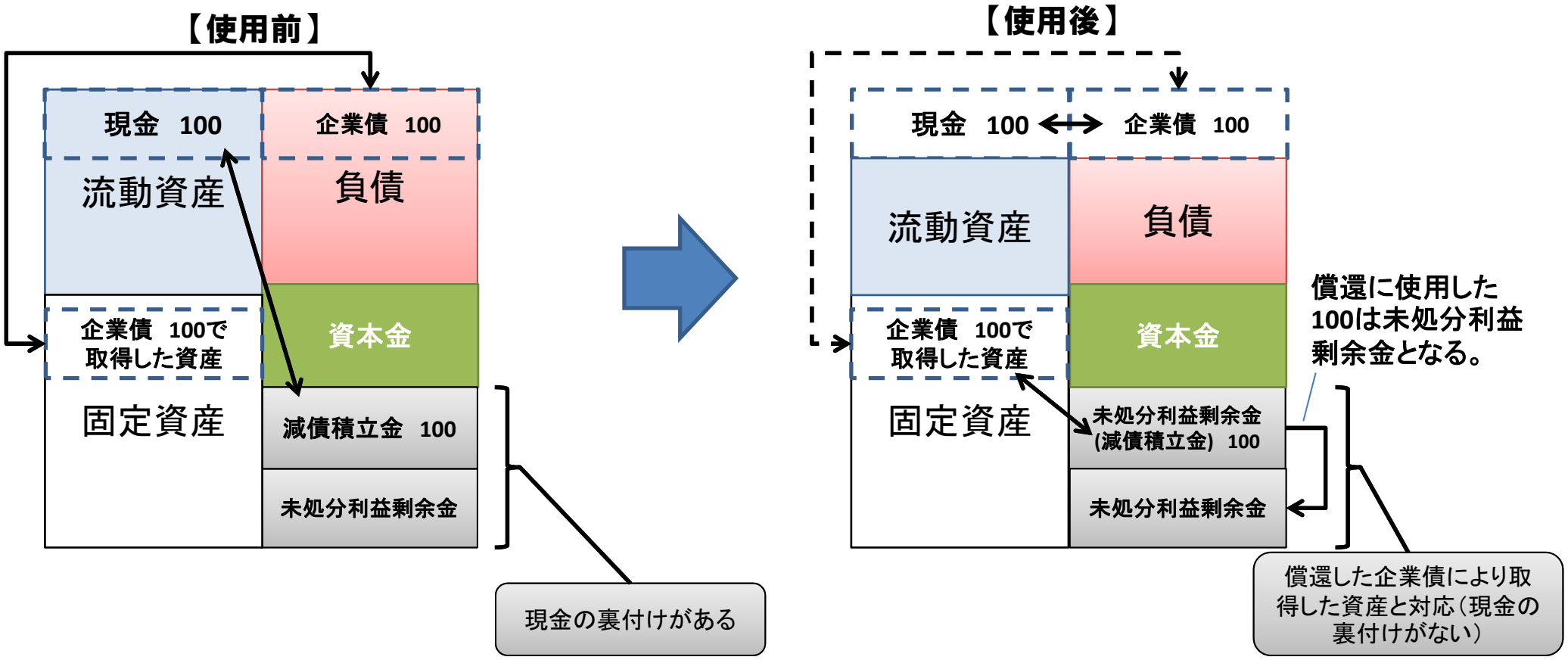

（会計基準Q&A Q8-1）組入資本金制度廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の扱い

○ 建設改良積立金等を使用した場合、当該建設改良積立金等と対応していた現金は外部流出するため、現金の裏付けが無くなることから、当該利益剰余金は、原則としては、補填財源として使用することはできない。
○ しかし、建設改良積立金等により建設改良された資産が減価償却され、当該費用を料金収入によって回収した場合、当該料金収入相当額については現金の裏付けがあるため、補填財源として使用することは差し支えない。
○ ただし、当該料金収入相当額は、損益勘定留保資金でもあるため、二重に使用することができないことに留意すべきである。

【設例】下記のような損益計算書となっている場合、減価償却と営業収益にかかる仕訳は以下の通りとなる。

[損益計算書]

営業収益	40
減価償却費	▲40
当期純利益	0

減価償却費	40	減価償却累計額	40
現金	40	営業収益	40

この場合当該事業年度の当期純利益は0となるが、現金収支は+40となり、利益剰余金の一部が現金の裏付けのあるものとなる。

【資産取得時】

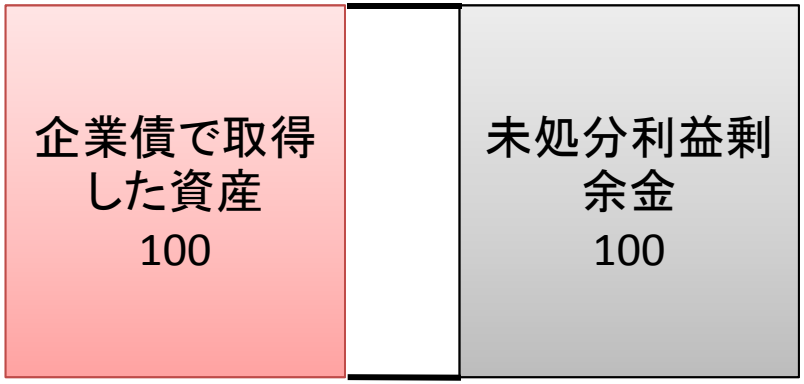

【減価償却・料金回収後】

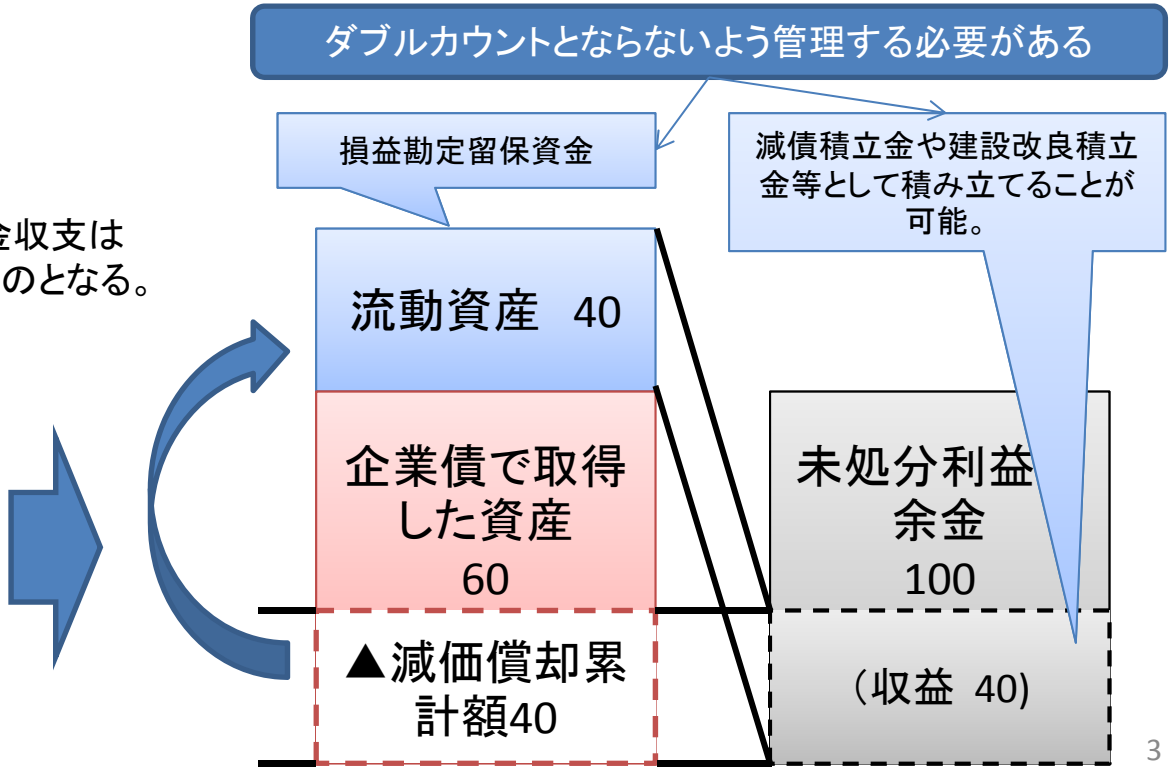

（会計基準Q&A Q8-2）みなし償却制度廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の扱い

○ みなし償却制度の廃止に伴う移行処理により発生する利益剰余金は、みなし償却を行っていなかった資産の減価償却に伴い増加していた損益勘定留保資金と対応するものであるため、補填財源として使用することができる。

○ ただし、損益勘定留保資金との二重使用はできないことに留意する必要がある。

【移行処理前】

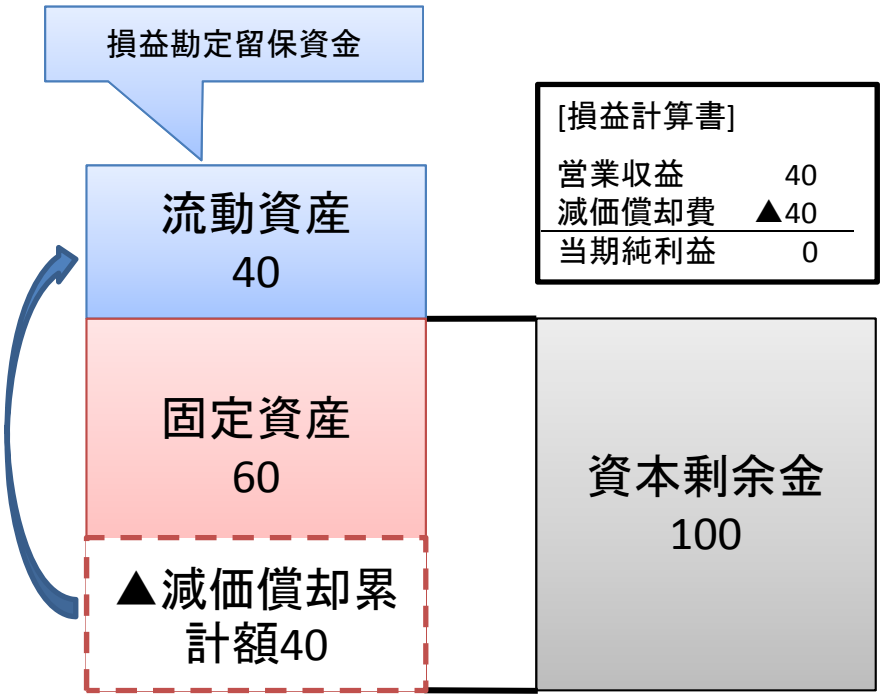
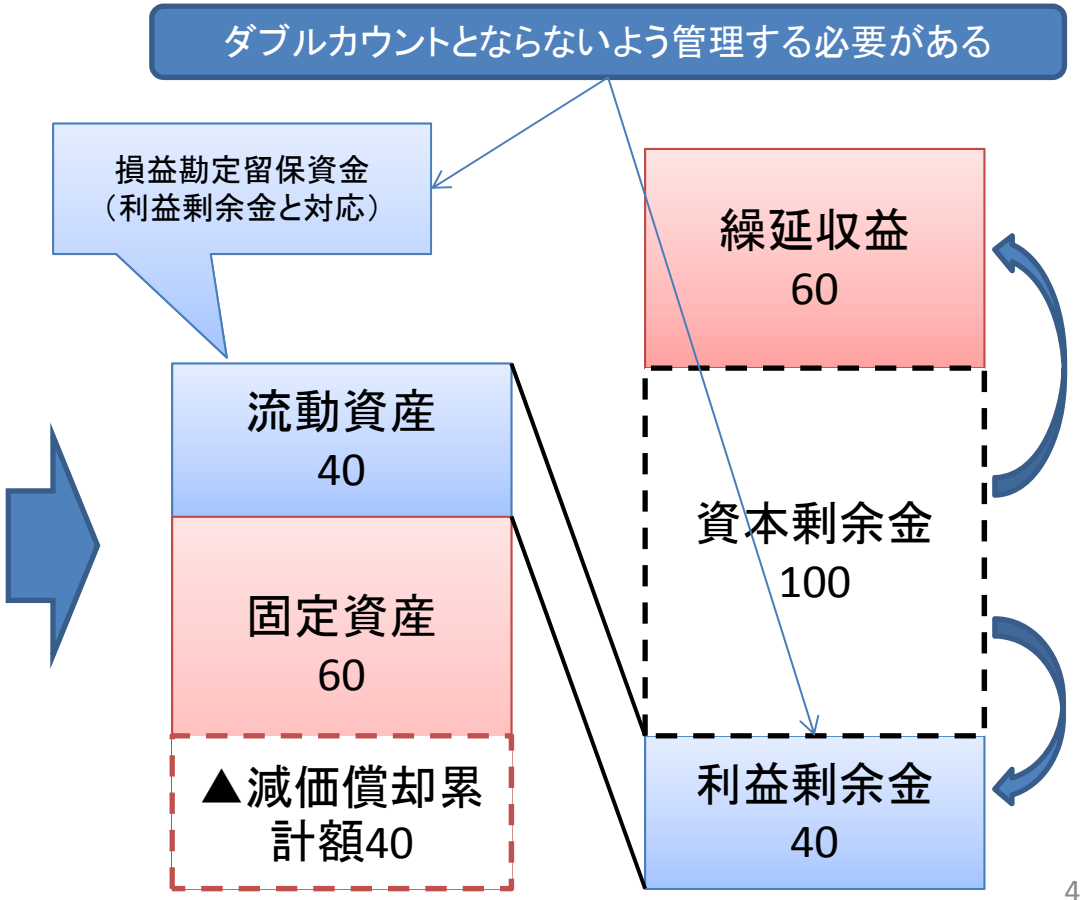
【移行処理後】